

168

夏季号

中小企業経営シリーズ

社長の経営教室⑫

代表 小島 昇

税務調査

社長 税務署や国税局の税務調査はいつから始まるのですか。

小島 会社に事業年度があるように国税関係の役所にも事務年度が定められています。それは、7月1日から始まって6月30日に終わります。人事異動も原則としてこの事務年度に合わせて行われ、今年は7月10日に発令されるようです。

社長 では、始まったばかりですね。異動したばかりなら、税務調査もすぐには始まらないでしょうね。

小島 はい。以前は8月ごろから始まっていました。お盆休みなどがあり、本格的に開始するのは9月ですが、現在はずいぶん早くから着手しています。

社長 それはなぜなのでしょう。
小島 国税関係にもコンピュータの導入が進み、電子納税が普及したことなどもあり、内部事務が減ったために移動後すぐに調査を始めるケースが多くなりました。最近では6月

中に日程の調整を行い、7月中旬ごろから調査に着手することもあります。

社長 わかりました。当社はいつ調査されても大丈夫だと思っておりますが、やはり税務調査というのは気持ちのいいものではありませんね。ところで、優良申告法人になると調査が少なくなるというのですが、わが社もなれるのでしょうか。

小島 国税局では、他の納税者の模範としてふさわしいと認められる法人を優良申告法人として表敬するという制度があります。具体的には過去三年間の所得金額が所得法人の平均以上（業種によって異なりますが、昨年度の場合平均で二千七百五十万円）であり、実地調査を行った結果法人税や消費税の申告漏れ割合が一定以下であること、使途不明金がないことなどの要件が必要です。また、経理処理が適切に処理される体制が構築されていることも確認されます。これらがすべてクリアされると表敬されることになっています。つまり、税金を毎年多額におさめ

ていて、申告漏れがほとんどないまじめな法人ということですね。

社長 では、わが社も可能性があるということでしょうか。

小島 大いにあると思います。東京国税局では、毎年二百六十法人程度しか表敬されていないということですが、御社は毎年多額に納税していただきますし、多額の申告漏れもありませんでしたから十分可能性はあるでしょう。

社長 では、優良申告法人になるとどんないいことがあるのでしょうか。

小島 まず、税務署の幹部の方が御社にいられて表彰状を授与されます。そして、原則として五年間は調査がありません。五年目以降に個別指導という調査ではなく行政指導として一定の基準に達しているかどうかを確認し、合格していれば再度表敬されることとなります。まじめに申告をして税金を納めている限り継続して優良申告法人として表敬されると思います。

社長 わかりました。適正な申告をする体制というのは、わが社の内部統制がきちんできてきていることですから、不正や間違いを起こさないためにも必要なことですし、私の経営方針が全社員に伝わり、会社で起きていることが私に直ちに伝わる体制ですから、これからも注意して整備したいと思えます。

ところで、わが社は税務署が調査に来るのですが、友人の会社は国税局が調査に来るようです。何が違うのでしょうか。

小島 御社は資本金が一億円未満なので原則として税務署の管轄になります。一億円以上になると国税局の管轄になります。ただし、一億円以上でも実質的に規模が小さい場合には税務署の管轄に指定替えになる場合があります。また逆の場合もあります。

社長 調査のやり方は違うのですか。
小島 調査方法自体は同じです。ただし、国税局は業種ごとに担当部門が分かれていますので、より専門的な知識を持った調査官が調査をすることになります。最近の国税局の調査では、コンピュータの詳しい知識を持った調査官がいて、会社のサーバーから直接データをダウンロードして専用のソフトを使用して調査をするようなことも行われているようです。

社長 会社のデータが丸裸にされてしまうような感じですね。コンピュータの中のデータに誤解を受けるようなものがないかどうかを確認する必要がありますが、悪いことをしているわけではなく、悪いことをしているわけではなく、よけいな説明が必要になると面倒ですから、注意しておいた方がいいでしょう。

自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言は、遺言者が遺言書を自書で作成して、自宅等で保管する場合が多く、遺言書の紛失や隠匿、改ざん、破棄などのおそれがあり相続をめぐる紛争が生じるおそれがありました。

令和二年七月十日から自筆証書遺言書保管制度が開始しますので、その内容を説明します。

一、保管制度の内容

(一) 自筆証書遺言書の保管

① 遺言者が自書で作成した遺言書を住所、本籍地又は本人が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局へ遺言書の保管の申請をします。本人が必ず出頭し手続きを行います。

② 添付書類は左記の通りです。

- 本籍の記載がある住民票
- 本人確認ができる書類（マイナンバーカードなどで写真がついているもの）
- ③ 手数料は三、九〇〇円です。
- ④ 法務局は保管の際に一定の要件の確認を行います。内容についての相談には応じません。したがって、有効性は保証されません。

⑤ 保管証が交付されます。

(二) 遺言書の閲覧

保管後は、遺言者本人のみが閲覧することが出来ます。

(三) 遺言書の撤回

遺言書の内容を変更したい時には、保管した遺言書を撤回して又新しい遺言書の保管を申請します。または、撤回をしないで新しい遺言書の保管を申請することも出来ます。

(四) 遺言書の変更

遺言者は、保管申請時以降に氏名、住所等に変更が生じたときは法務局に変更の届出が必要です。

(五) 遺言書保管事実証明書

遺言者が死亡した時に、相続人等は自分が相続人や受贈者、遺言執行者とする遺言書が法務局に保管されているか否かの確認することが出来ます。

(六) 遺言書情報証明書

相続人等は、遺言者が死亡した時

には法務局に遺言書の内容の証明書を請求します。

法務局は証明書の交付申請があった場合、他の相続人等に遺言書が保管されていることを通知します。この証明書で相続登記や預貯金の解約等が出来ます。

(七) 遺言書の保管期間

遺言者の死亡の日から五〇年（生死が明らかでない場合は、遺言者の出生から一〇〇年経過した日を死亡日とします）

(八) 保管されている自筆証書遺言書は家庭裁判所の検認が不要です。

二、遺言書の種類

(一) 自筆証書遺言

① 左記の一定の要件を備えて、その全文を遺言者本人が自書で作成する遺言書です

平成三十一年一月から財産目録についてはパソコンで作成してもよいことになりました。又、預貯金などは通帳のコピー、土地や建物は登記簿謄本でも良くなりました。これにより財産目録を手書きで作成する大

変さが緩和され、自筆証書遺言を利用しやすくなりました。

② 一定の要件

- イ 遺言書本人が自書する
- ロ 日付を記載する
- ハ 署名をする
- ニ 押印する

③ 自筆証書遺言を保管する場合

- ホ 用紙はA4サイズで作成する
- ヘ 長期保管のためボールペン等で記入、色分けしない方が良いでしょう
- ト 余白はページ以外記入しない
- チ 各ページに署名押印する

(二) 公正証書遺言

公正人と二人の証人の立会のもとで公正人が公正証書を作成し遺言者と立会人に内容を確認して署名捺印し原本を公正役場で保管されます。

(三) 秘密証書遺言

秘密証書遺言は遺言者が自分で遺言書を作成し、秘密に保管しておく遺言で、遺言書に封印して公正人と証人二人以上にその存在を確認してもらい必要があります。

公正証書遺言と違い証人に内容を知らせるリスクはありませんが、形式不備があると無効になるリスクと手続きが煩雑なため利用者はほとんどありません。

三、自筆証書遺言保管制度と公正証書遺言との比較

作成方法	自筆証書遺言が法務局に保管され、公正証書遺言は公正役場に保管される	公正証書遺言は公正役場に保管される
場所	法務局（住所を管轄する）	公正役場
費用	3,900円	財産1億は概ね5万円、それ以上は概ね10万円
保管期間	死後50年	現在120年
紛争の防止	役割の異なる関係者に立会い（内証）	概ね役割立つ
裁判所の検認	不要	不要

紙面の都合上ご説明しきれない部分がありますのでご了承下さい。また、ご不明な点がありましたら、弊所担当者までご質問下さい。

文責 北澤春三

通常の納税猶予と特例

国税を一時に納付することにつき、特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大一年間、納税が猶予される制度（通常の納税猶予）があります。

また、令和二年四月三十日の新型コロナウイルス特例法の成立・施行により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、納税猶予の特例が創設されました。

今回は主にこの二つの制度についてご説明します。

- ①要件
 - 一、通常の納税猶予
 - 次にあげるすべてを満たしている方が対象となります。
 - ・ 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
 - ・ 納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ・ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。

- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

- ・ 原則として、納税の猶予の申請に係る国税の額に相当する担保の提供があること。

- ②通常の猶予が認められた場合
 - ・ 原則、一年間を限度として納税の猶予が認められます。（猶予期間中の延滞税は1・6％に軽減されます。）

※従前より、特定の事情により国税を一時に納付することが困難になつた場合の救済措置としては、納税猶予のほかに「申請による納税の換価の猶予制度」があります。が、今回は納税の猶予についての言及がありません。（換価の猶予制度とは納税者に対して、財産の換価処分（公売）を猶予し、分納を承認する制度です。）

二、納税猶予の特例

①要件

令和二年二月一日から令和三年一月三十一日に納期限が到来する国税について、次にあげるいずれも満たしている方が対象となります。

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、令和二年二月以降の任意の期間（一か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね二十パーセント以上減少していること。

※「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入です。法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃借料収入などがこれに当たります。

また、個人の方の「一時所得」については、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

・ 一時に納税を行うことが困難であること。

※「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮にいれるなど、申請される方に対応された判断が行われます。

②申請手続き

令和二年六月三十日、又は納期限（納期限が延長された場合は延長後の納期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

- ③納税猶予の特例が認められた場合
 - ・ 原則として、納期限から一年間を限度として、納税の猶予（特例猶予）が認められます。
 - 特例猶予が認められると、猶予期間の延滞金は全額免除されます。
 - また、申請にあたり、担保の提供は不要です。

- ④納税猶予の特例が認められなかった場合
 - 納税猶予の特例が認められなかった場合においても、通常の納税猶予の規定の適用を受けられるケースもあり得ます。

また、納税猶予の制度は通常のものであっても、特例のものであっても、申請を行わなければなりません。必要があると思われる方は、ご

自身にあった猶予制度をご確認ください。

三、国税以外の猶予の特例

①徴収猶予の特例（地方税）

国税の納税猶予に準じ、県税・市税・事業税についても同様の猶予制度が適用されることとなりました。

この場合における申請手続きにおいて、国税の納税猶予に係る「許可通知」を添付した場合には、必要な提出書類が大幅に少なくなります。

②納付の猶予（社会保険料）

健康保険料・厚生年金保険料・労働保険についても国税の納税の猶予の特例に準じた猶予の規定が設けられております。

申請方法は、必要書類を所轄の年金事務所に提出することで完了します。

紙面の都合上ご説明しきれない部分がありますのでご了承下さい。また、ご不明な点がありましたら、弊社担当者までご質問下さい。

文責 平松正

「日々好天」

「警鐘」

警鐘と言えは鐘、鐘といえは、除夜の鐘、そして寺の釣り鐘と連想する人は多いはず。「時の鐘」というのもあるように、鐘には何かを知らせる役目がある。

竜には9匹の子供がいて、それぞれが役目を持った守り神である。その中のホロウという子供は遠くに物事を知らせる役目を持っている。それ故に釣り鐘を吊るす部分は殆どが竜の形になっている。

今年の正月、鐘が風に勝ったと喜び年賀状にその詩をしたためた（五年ほど前から年賀状は年が明けてから書くようにしている）。昨年、首都圏は大晦日から新年にかけて強風に見舞われていた。年をまたぐと同時に風音の合間に、かすかに鐘の音が響いた。除夜の鐘である。当初、鐘の音は風に押されていくようだったが時折風の合間で大きく響いてみせた。風と鐘、……さて、どちらが勝つか？

耳を澄まして風音と鐘の音の勝負を楽しんでいた。結果は除夜の鐘が108つを待たずして風をびたりと抑え込んだ。鐘が風に打ち勝ったのである。

正月というものは、妙に縁起を担ぎたくなるもので、風に勝った鐘に因んで、今年は風（風邪・暴風）に負けない年なのかも知れないと勝手に思い込んで満足していた。

その頃既に、中国の武漢で、ある医師がインフルエンザならぬウイルスの存在に気づき、警鐘を鳴らしたがそれが打ち消され囚われていたことなど知る由もなかった。

新型コロナウイルスの感染拡大により武漢が閉鎖され、日本国内での屋形船やクルーズ船内に重ねて世界各国での感染が報じられ一気に緊張感が高まった。それから既に半年が経過し、6月半ばの時点で全世界の感染者は792万人、死者は43万人に達した。その内日本での感染者は1万8千人を超え死者は950人に及んでいる。

医師の警鐘は豪語ではなく静かなものであったかも知れないが、警鐘を打ち消すべきではなかった。

草五郎

お知らせ

◎源泉所得税の納付日

給与等の源泉所得税を六ヶ月毎に納付している会社は、担当所員が納付書をお送りしますので、七月十日までに納付してください。

千代田税理士法人 業務内容

- 1. 税務相談、税務申告書作成
- 1. コンピュータによる帳簿作成、給与計算
その他の情報処理
- 1. 経営相談、会社の設立増資等の相談
- 1. 法定監査、任意監査

朗明実誠

『連鎖と対応』

「今まで経験したことのない…」
といえ、数年前から気象庁が驚異的台風や集中豪雨の到来に向け警戒を呼び掛ける言葉である。その表現は毎年耳にするようになった。それだけ地球温暖化現象の影響が加速しているということであろう。

想定外という言葉が頻繁に使われるようになったのは東日本大震災の頃からと記憶するが、経験したことのないような：は正に想定外のことが起こりうるということである。

地球温暖化が異常気象を引き起こしているが、平均気温一度の上昇で作物の産地が100km北上するといふ。北海道で米が獲れるようになったのもその影響といわれる。海水温上昇による生態系への影響も大きく、温暖化の及ぼす連鎖はどこまで波及するか計り知れない。

以前この『誠実朗明』で「風が

吹けば桶屋が儲かる」について述べたことがある。

風が吹き、砂ぼこりが舞うことで失明者が出る、そこで彼らの食いつけとして三味線奏者が増える。すると三味線に欠かせない猫の革が必要になる、それにより猫が激減すると桶をかじって穴をあけるネズミが増える。結果桶が売れるようになり、桶屋が儲かる。というものである。

この話は一つのことと思わぬところに影響を及ぼす連鎖の過程を表したのだが、地球温暖化の影響を及ぼすものは一つに限ることではなく、未知数といえる。

新型コロナウイルスの感染問題は、今まで経験したことのないものである。感染地を赤で示すと世界中が真っ赤に染まり、外出禁止や学校閉鎖、集会、行楽地など人の集まることはことごとく中止や自粛を迫られ、奪われた生活習慣に戸惑いながら、八方ふさがりとなる連鎖に悲鳴を上げている。

対応策として国が、自治体が、団体が、そして個人が工夫を凝らしている。時の流れが生み出したものはさらに膨らむ可能性を秘めている。

戻ることより合わせる力を

創作家 さくら 草五郎